

住安第 3074 号-5  
平成 25 年 3 月 25 日

関係各位

静岡県くらし・環境部建築住宅局  
建築安全推進課建築確認検査室長

小荷物専用昇降機の確認審査の取扱いについて（通知）

小荷物専用昇降機の確認申請等に関しては、平成 13 年 1 月 17 日付け事務連絡により、建築基準法及び平成 13 年 1 月 9 日付け住検第 700 号「小荷物専用昇降機の構造規準」に基づき審査することとしてきました。

「小荷物専用昇降機の構造規準」の元となる日本エレベーター協会基準 J E A S - A 521A と平成 20 年国土交通省告示第 1446 号が改定になったため、法第 87 条の 2 の規定による小荷物専用昇降機の確認審査の取扱いについて、下記のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 構造に関する審査は、日本エレベーター協会基準 J E A S - A 521A に基づき行う。
- 2 建築基準法施行令第 112 条第 14 項の戸の構造に関する審査において、日本エレベーター協会基準 J E A S - 207A に適合していれば、隙間の無い構造として平成 12 年建設省告示第 1360 号による遮炎・遮煙性能を有する防火設備として取扱う。
- 3 静岡県の小荷物専用昇降機に関する条令等は本取扱いより優先する。
  - ・ 静岡県建築基準条例 第 22 条、第 23 条
  - ・ 昭和 48 年静岡県告示第 574 号
- 4 1 および 2 は平成 25 年 4 月 1 日以降申請を受け付けるものに適用する。  
なお、平成 13 年 1 月 9 日付け住検第 700 号「小荷物専用昇降機の構造規準」は、平成 25 年 3 月 31 日で廃止する。
- 5 静岡県下特定行政庁も本通知を適用する。

建築確認検査班  
電話：054-221-3075